

# 総務常任委員会要点記録

日 時： 令和3年9月2日（木）  
午前10時01分～午前11時27分  
場 所： 議場

出席委員 (7人)	委員長 委員 委員 委員	渡 辺 しんじ 橋 本 由美子 池 田 けい子 いじま 文彦	副委員長 委員 委員	藤 條 たかゆき いぢち 恭子 折 戸 小夜子
--------------	-----------------------	---	------------------	-------------------------------

出席説明員	企画政策部長 総務部長 市民経済部長 市民課長	藤 浪 裕 永 渡 邊 眞 行 鈴 木 誠 片 岡 千 晴	行政管理課長 人事課長 課税課長 経済観光課長	小 柳 一 成 佐 藤 彰 宏 赤 松 勝 也 渡 邊 哲 也
-------	----------------------------------	--	----------------------------------	--

## 案 件

件 名	結 果
1 第70号議案 多摩市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
2 第71号議案 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
3 第72号議案 多摩市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
4 第73号議案 多摩市市税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
5 所管事務調査 市民が望む庁舎建て替えについて	継続調査
6 特定事件継続調査の申し出について	了承

## 協 議 会

件 名	担 当 課 名
1 多摩市議会の議決すべき事件に関する条例の制定について	企画課
2 多摩市長等の損害賠償責任の一部を免責する条例の制定について	企画課
3 第9次行革計画「多摩市持続可能な市政運営のための取り組み(令和2～5年度)」 令和2年度の達成状況について	行政管理課
4 多摩市指定管理者制度ガイドラインの策定について	行政管理課
5 多摩市行政財産の使用及び使用料に関する条例の改正予定について	行政管理課
6 多摩市役所本庁舎建替基本構想の策定に係る進捗状況について	行政管理課
7 学校跡地施設について	行政管理課
8 学校法人日本医科大学多摩永山病院の建替えについて	行政管理課 健康推進課
9 多摩市シティセールス戦略更新版について	秘書広報課
10 新型コロナウイルス感染症への取組状況(8月末現在)について	課税課 納税課 市民課 経済観光課
11 令和4年度 多摩市企業誘致制度の改正について	経済観光課
12 「キャッシュレスでGO!GO!多摩」キャンペーン第3弾の実績(中間報告)について	経済観光課

13	(仮称)キャンパス・マネジメント・アソシエーション設立準備会進捗状況について	経済観光課
14	(仮称)多摩市観光まちづくり基本方針の策定の再延期について	経済観光課

令和3年第3回定例会の常任委員会では、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止策として、協議会案件については、資料配付をもって説明に代えることとしました。

午前10時01分 開会

渡辺委員長 ただいまの出席委員は7名である。定足数に達しているので、これより総務常任委員会を開会する。

本日の委員会は、議会運営委員会での決定に基づき、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、会議時間の短縮を図るため協議会については資料の配付のみとする。本日配付された協議会の資料は行政資料室に所蔵している。なお、8月30日の議会運営委員会にて会期日程の変更があったことから、資料に記載されている委員会開催日が一部9月10日となっているものがあるが、9月2日と読み替えるものとする。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、第70号議案 多摩市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

藤浪企画政策部長 第70号議案 多摩市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてよろしく願います。

本件の提案理由については、既に昨日市長から理由を申し上げているところであるので、直ちに概要を簡潔に行政管理課長から説明させていただきたいと思うのでよろしく願います。

小柳行政管理課長 新旧対照表を使って説明をさせていただきたいと思うので、フォルダの本会議のほうにお戻りいただいて、その令和3年第3回定例会の市長提出議案、新旧対照表、3番目のファイルをご覧くださいと思う。これの3ページから4ページが本案件の新旧対照表になる。

変更の内容が2点あるが、まず絵柄入り住民票に係る規定の削除が3ページのちょうど一番下から4ページの頭にかけてのところになるが、別表第1の項番20のただし書のところの2つの項目を削除するというのの一つ。もう一つが、番号カードの再交付に係る規定の削除で、これは4ページの下のところになるが、別表第2の項番の11、こちらを丸ごと削除するという内容になる。

渡辺委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

池田委員　　まず最初の絵柄入りのことについて伺うが、今まで400円で多摩センター出張所のみで発行されていた。これが今回2種類になり、それを300円に統一ということであるが、まずその絵柄入りが2種類になることの説明と、多摩センター出張所のみで今までやっていたものがどうなるのかもお聞きしたい。

片岡市民課長　　現在も住民票などの改ざん防止用紙が2種類あり、一つが、今言われた多摩センター駅出張所のみ限定のキティちゃんの絵柄入りのもの、もう一つが、一般的なイチョウや桜をあしらった絵と言えば絵なのだが、一般的なものである。一般的なイチョウや桜のものを今度日本アニメーションの子育て応援のコンセプトの絵柄と入れ替えて、内容も改ざん防止加工技術をグレードアップするというものである。今後もその2種類、キティちゃんは多摩センター駅出張所に限定、そのほかのものは市全体で活用という状況は今までと同じである。

池田委員　　ということは、例えば本庁舎では2種類が選べるということか。

片岡市民課長　　2種類が選べるのはあくまで多摩センター駅周辺の親善大使を行っているキティちゃんの絵柄入り住民票のある多摩センター駅出張所のみで、全庁ではラスカルたちの絵柄のものになる。

池田委員　　もう一つ、広域交付ということがあると思うが、このことについての改めてのご説明と、これについてはどうなるのかもご説明願う。

片岡市民課長　　広域交付は、多摩市外の方、例えば北海道の方でも多摩市に来られて写真入りの身分証明が出せれば北海道の住民票が取れるというもので、その用紙は多摩市のものを使えるから、多摩センター駅出張所でほかの市の方にもぜひご活用いただきたいと思っている。

池田委員　　金額的には一緒ということで理解してよろしいか。

片岡市民課長　　今度両方とも300円ということで同額になる。

橋本委員　　キティちゃんの絵柄入りが出た頃は大変センセーショナルで皆欲しがったりもしたが、これまで総枚数としてはどのくらい出たのかと、資料によると例えば2020年度だと7万3,000枚くらい住民票を取られていると思うが、その中でこのキティちゃんの絵柄入りのものはどのくらいの

枚数だったのかお答え願う。

片岡市民課長　　まずこれまでの累計としては約2,400枚。件数は1,855件であるが、住民票が複数枚にわたることがあり、1件当たり大体1.3枚ぐらいになるということである。それで、直近1年の交付件数は50件である。

橋本委員　　比較的年数に比べたら、2,400枚ということは、何かプレミアムの価値が付きそうなくらいで、私はもっと多いのかとと思っていた。それで、この400円が300円になるというのは市民的にはとてもありがたいことで、コンビニのほうがとあるが、どちらにしても下がることだからあまり問題はないと思うが、この辺のところ、100円アップの値段を取ってきた理由はどのようなことなのかお答え願う。

片岡市民課長　　まず通常の単色のものよりキティちゃんの絵柄入りのほうが大変カラフルなきれいなものなので印刷代がかかったことと、1件当たり6%のロイヤリティーをサンリオさんにお支払いするので、その分を上乗せし、切りのよいところで400円に設定した。

橋本委員　　住民票については最後なのだが、逆に言えば、今度のラスカルについてはロイヤリティーのパーセンテージの金はあるのか、あったら市が持っているのか、その辺のところについて確かめたいのと、もう一つ、2つ目のマイナンバーカードの別表2の11番で800円というのが規定されているが、J-LISからの受託事務がデジタル庁ができることによっていろいろ変わってきたわけであるが、今後もし金に変更になるときは、どのような手順でなっていくのかお答え願う。

片岡市民課長　　まず日本アニメーション株式会社のラスカルたちの著作権使用料であるが、これは3月の同時補正で経済観光課から著作権使用料という形でまとめて一括でお支払いするもので、1件幾らという形ではない。

それと、マイナンバーカードの再交付手数料であるが、実は再交付のときに今も1,000円いただいでいて、今後も1,000円いただくことには変わりがない。ただ、今までの内訳が、1,000円のうち200円が歳計外と言って一旦お預かりしてそのままJ-LISにお払いするもので、800円がカード代であるが、一旦市の収入として受け入れてからJ-LISに払い、それとほぼ同額を国から市に支払われるという少し複雑なこ

とになっていたのを、最初の200円と同じく全部歳計外にしてぼんぽんと直接お支払いするということである。

橋本委員 今お聞きすると、歳計外現金で200円を扱って800円は歳入ということでそれでも条例上の表に載っているが、これが今度J-LISで例えばもともとの1,000円にする、1,200円にするという変更はどのような手順になるのか。こういう総務常任委員会にかかるのとはまた違ってくると思うが、その辺をお答え願う。

片岡市民課長 それに関しては、いわゆる番号法と言われている法律で規定があり、正式名称が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律であるが、その中でこれが幾らという形で決めるので、それを根拠にお預かりして支払う形になる。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第70号議案 多摩市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

渡辺委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第2、71号議案 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

渡辺総務部長 第71号議案 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてである。これについては、地方公共団体の押印の見直しの取り組みの中で、新たな職員になった場合にはサービスの宣誓をすることが条例で決まっているが、その中にある押印について今回省略をさせていただくという形での改正をするものである。

- 渡辺委員長　　これをもって説明を終わる。  
これより質疑に入る。質疑はあるか。
- いいじま委員　　職員のサービスの宣誓であるが、実際にはどのように行われているのか教えていただきたいと思う。
- 佐藤人事課長　　ご質問のあったサービスの宣誓については、地方公務員法第31条の規定に基づき、新たに職員となった者は、その職務を行う前にサービスの宣誓をしなければならないとされている。新入職員が入庁式で辞令交付を受けた後に、任命権者の市長の面前でサービスの宣誓を行う。その際、宣誓書に本人が自署して任命権者に提出させている。今回、本人が自署しなおかつその押印を求めることが必要かどうかを判断させていただき、宣誓書様式の押印欄を廃止するという事で整理をさせていただいたものである。
- いいじま委員　　このサービスの宣誓は非常に重要なことだと思うので、押印は廃止ということであるが、しっかりとこれまでどおり面前で宣誓し、その後署名していただくことをもって皆さんにしっかりと意識を高く持っていただきたいと思う。
- 橋本委員　　押印のことについては納得できたが、一緒に文言の一部変更が行われている。この条例の「目的」が「趣旨」になり、「権限の委任」が「委任」という言葉になっているが、この辺のところでは、こういうときに一緒にいろいろ矛盾のあるものを変えていくわけであるが、その辺の意味があれば教えてほしい。
- 佐藤人事課長　　必要な事項を定めるということで押印のところを今回見直しさせていただいているので、それ以外のところは文言の整理で改正をさせていただいているが、特に大きく意図するところはないと考えている。
- 橋本委員　　例えば条例の「目的」を「趣旨」という形に変えたというのは、ほかの条例もそのような形で多摩市の場合は整理されているということで、法務のそういう規定がばらばらにならないようにしていくのではないかと私は思っているが、その辺のところでは括弧書きの、いわゆる条文の上に「目的」や「委任」と書いたものが変わっていることについて、その意味を話してほしいと聞いたのであるが、その辺のところはいかがだろうか。
- 佐藤人事課長　　ほかの条例と合わせるために文言整理をさせていただいた。



- 渡辺委員長           ほかに質疑はあるか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 渡辺委員長           質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。
- これより討論に入る。意見・討論はあるか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 渡辺委員長           意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。
- これより第71号議案 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。
- （賛成者挙手）
- 渡辺委員長           挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。
- 日程第3、第72号議案 多摩市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。
- これより市側の説明を求める。
- 渡辺総務部長       第72号議案であるが、こちらについても地方公共団体における押印の見直しの取り組みの中で、多摩市固定資産評価審査委員会等の条例の中で定められている提出または作成される文書等への署名押印の部分について整理をさせていただいたものである。
- 渡辺委員長           これをもって説明を終わる。
- これより質疑に入る。質疑はあるか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 渡辺委員長           質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。
- これより討論に入る。意見・討論はあるか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 渡辺委員長           意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。
- これより第72号議案 多摩市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。
- （賛成者挙手）
- 渡辺委員長           挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第4、第73号議案 多摩市市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

鈴木市民経済部長 それでは、第73号議案 多摩市市税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。議案書についてはタブレットに掲載しているものの21ページから23ページ、新旧対照表の資料としては11ページから16ページとなるので、そちらもご覧いただければと思う。

本案については、令和3年度の税制改正に伴い、地方税法ほかの関係法令が改正されるので、令和4年度の課税から対象になる部分についての一部改正を行うものである。

なお、既にご説明申し上げているところであるが、この法改正により本年の4月1日から適用となった部分については3月31日付で専決処分させていただき、4月23日に開催された市議会第1回臨時会において専決処分の報告をさせていただき、承認をいただいたところである。改正内容については課税課長からご説明申し上げます。

赤松課税課長 まず今回の条例改正の内容についてであるが、お手元のタブレットの資料の第201回国会における税関連法案の概要、令和3年度地方税制改正の主な内容をご覧願う。

まず最初は、個人市民税関連についての改正内容である。特定一般用医薬品等の購入費を支払った場合の医療費控除、これは一般的にセルフメディケーションと呼ばれているが、セルフメディケーション税制の期間を延長させていただくという改正内容である。もう少し細かくご説明すると、セルフメディケーション自主服薬の推進のためにスイッチOTC、具体的には医療用から市販に切り替わった医薬品の控除について、令和8年の12月31日まで5年間その制度を延長するという改正である。具体的には、一般医薬品、これは第1類から第3類までであるが、例えば薬効成分に基づいた風邪薬や胃腸薬が対象となる。控除限度額は、最高で8万8,000円まで控除するという内容である。今回の特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除は最高で200万円まで控除されるが、そちらと両方合わせての適用という形は受けられないという内容である。あと参

考までに本制度を利用している方の状況をご説明すると、令和3年度・今年度の当初課税の段階で利用されている方は1名おられるということで、影響額としては数万円程度である。

次に、固定資産税関連についての概要である。浸水被害防止軽減のために特定都市河川浸水被害対策法、下水道法に基づいて都道府県知事や市町村長等の認定を受けて整備された雨水貯留浸透施設について、固定資産税の課税標準、課税標準というのはなかなか難しいが、具体的に言えば税額算定の基礎数値の3分の1を参酌、これは3分の1を基準として6分の1以上2分の1以下の範囲の中で、市町村の条例で定める割合で乗じた額で改正するという内容のものである。特定都市河川に指定されているのは、関東では鶴見川と境川の2河川のみであるため、本市については該当のエリアから外れるというところで該当しないが、今後特定都市河川が認定された場合については、やはりこのタイミングできちんと法律を制定しておかないと後になって事務的に少し煩雑になるところがあるので、このタイミングで制定させていただく。

最後であるが、生産性革命の実現に向けた特例措置の延長の改正内容である。概要としては、先端設備等の導入をしようとする中小事業者の方が、その実施に当たって作成した先端設備等の導入に関する計画を作成して市町村の認定を受けた償却資産等、主に機械及び装置類、工具器具、備品または建物附属設備の対象のものについては、固定資産税の課税標準についての特例を令和5年の3月31日まで延長する内容である。なお、減収分については全額国費で補填されるので、本市においては特に影響はない状況である。では、具体的にはどういうものなのかという参考までであるが、本市において申告されている内容見ると、3Dプリンター、レーザー加工機械といったものが対象として申告されている実績がある。

今回の改正項目については以上3点であるので、よろしくご審査のほどお願いする。

渡辺委員長

これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

池田委員

今聞いていて、課税課が答えられるかどうか分からないが、セルフメデ

イケーションで今現行では1名ということだったが、そもそも現行の医療費控除を受けられている方がどのぐらいで、そのうちの1名なのか、すぐに出れば教えていただきたいと思う。

赤松課税課長　　今現在どのくらいの方が医療費控除の対象としておられるかであるが、申しわけないが今その数字が手元にないので、数字についてはわかっただけでまた改めてご説明をさせていただければと思う。

池田委員　　これは課税課の問題だけではなく健康福祉のほうもあるのだと思うが、もしその周知があまりされていなかったり、こういうセルフメディケーションでも控除が受けられるということがあったらまた連携してやらなければいけないと思う。とにかく、このセルフメディケーションはわかりにくく、私もどちらを選ぼうかといつも迷うぐらいであるが、そうすると通常の医療費控除を選択するほうが金額も大きくて有利だと思われる市民が多いのか、それとも周知が足りないのか、その辺もし課税課で何かつかんでいることがあれば教えていただきたい。

赤松課税課長　　今のご質問が一番ポイントになるところかと所管としては思っている。まず一番大きな違いは、先ほど言われた医療費控除は控除の対象となる範囲が非常に広いというところがある。例えば通院にかかった交通費、入院にかかった費用というところであれば、その控除の対象となる経費の範囲が広い。一方、セルフメディケーションは購入したその薬品のみであるので、どちらかを選択するという部分であれば、中にはその医療費控除とセルフメディケーションを両方併用してやられている方もいるかと思う。具体的に例えばかかった費用によってどちらが有利なのかは、税制の部分もあり、利用されている方にとってはその辺の判断が難しいところがあるので、その辺をもう少しうまく、こちらのこういうケースについてはこのほうがよろしいという周知が今後必要かと考えている。

池田委員　　健康福祉のほうとも連携を取りながら、市民にわかりやすいような周知をお願いしたいと思う。

折戸委員　　1点だけ教えてほしい。浸水被害防止軽減のためというところでご説明いただいたが、指定河川は多摩市にはないということであるが、この指定河川の条件はどういうことなのか。それと、多摩市にも河川があるわけで

あるが、それが指定河川になる可能性が今考えられているのかどうかについて伺いたいと思う。

赤松課税課長　　まず指定河川の要件であるが、こちらについては河川を管理している国土交通省が例えば過去に大規模な堤防決壊のような災害があったケースやその回数といった基準を設けている。それに準じていけば、現状では私どもの市を流れている河川については一応対象にはならないという形になっている。ただ、今後指定される可能性があるのかないのかという観点でいけば、やはり近年異常気象によるゲリラ豪雨等で急に河川の水位が上昇したりすることもあるので、今後の動向については、いろいろ状況を鑑みながら全くその可能性がゼロではないと所管としては考えている。

折戸委員　　今お伺いしたら、過去の河川の決壊やいろいろな回数で決められているということであるが、先ほどご答弁いただいた中では、結果としてその河川が、当市の場合も異常気象で例えば乞田川や大栗川が決壊したら対象になるかもしれないということである。ご説明を聞いてそのように理解しているが、そうしたらすぐ指定河川という形になるのか、あるいは何回か決壊しなかったら指定できないというような国土交通省の基準値なのかどうかについて伺いたいと思う。

赤松課税課長　　先ほど私、決壊等過去の浸水害の事例でというお話をさせていただいたかと思うが、今の現状でいくと具体的に決壊したからすぐ指定されるのかという部分については、国でこれを定めているが、国の基準の詳細な考え方については正直私どももまだそこまで把握していない。そこは最終的に頻度が上がる形になって国等の関係機関が一応検討するという段階になれば私ども自治体にもそういった情報提供が当然入ってくるかと思うが、今すぐどうこうという形ではないと思う。

折戸委員　　確かに基準があろうかと思うが、今回の異常気象の状況を見るとあり得る可能性が高い。もちろん、その周辺の決壊によって浸水した部分において被害の出る可能性が少ないことを望むが、出た場合においては市側の被害者に対しての補償等いろいろなことが考えられるから、そういう点では、指定を受けるためにはそういう決壊がなければならぬのだろうが、なる前の予防として何らかの対応を国へ要望する必要があるかと思うが、その

点の見解を伺って終わる。

鈴木市民経済部長 確かにご質問者のご心配になるところはもっともな部分だと思うが、私どもは税部門であり、こちらの部分ではこれ以上災害対策についてお答えする材料を持ち合わせていないので、大変恐縮であるが、今いただいたご意見については担当部門にきちんとお伝えさせていただくということでお願いしたいと思う。

藤條委員 1点だけ。制度の周知というところで、生産性革命の実現に向けた特例処置であるが、中小企業の方々がこうした情報を手に入れようと思ったときに、商工会の会員企業さんなどは商工会を通じてということがあると思うが、それ以外の中小の方々がそうした制度の情報をどのように手に入れられるかという周知の部分についてお伺いできればと思う。

渡邊経済観光課長 現在については、市の広報等で周知させていただいているほか、ダイレクトメールなどでも一部こちらで周知させていただいたところである。あと市内金融機関と連携して周知に努めさせていただいている。

橋本委員 一つは、今のお答えの形というか、延長ということは今までもこの制度があったと思うが、制度が導入されてから多摩市内でこれを利用された件数をお答え願う。

赤松課税課長 件数であるが、今私どもの手元で集計させていただいたデータでいくと、令和2年度については全部で5件、あと今年度・令和3年度についてはご申告いただいているのが全部で3件という形である。

橋本委員 延長されることによってこれからも設備投資をしようというときに、こういう範疇に入れば減税されるということでは、良いことかと思う。それで、先ほど河川の問題で出たのであるが、都市計画等に関わるものではなく、逆に固定資産税の部門だと、雨水貯留施設というか浸透施設は既にあるが、減税の対象にはならないものがあるのではないかと思うが、そういうところの多摩市の実態についてお答え願う。

赤松課税課長 雨水貯留施設については、浸透ます等、私ども多摩市内でも実際そのような設備を設置している箇所は当然ある。具体的に何か所程度設置しているのかという件数については、今その数字を持ち合わせていない。ただ、先ほども言ったが、指定河川として対象となれば、当然私どもの市に設置

してある雨水貯留槽施設についても固定資産税の減額の対象になるという内容である。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第73号議案 多摩市市税条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

渡辺委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第5、所管事務調査 市民が望む庁舎建て替えについてを議題とする。

本件は継続案件である。本件については、令和3年6月14日に所管事務調査として位置づけた。前期の総務常任委員会では市庁舎建て替え問題を所管事務調査に位置づけなかったが、重要な課題として捉え、まずは防災拠点としての市庁舎研究のため、庁舎建て替えが行われた都内自治体より建設に至る経緯についての資料を取り寄せた。一方で、市からの報告では、令和11年度までの本庁舎建て替えを目指し、令和3年7月には多摩市本庁舎建替基本構想策定方針が決定され、基本構想を令和3年から4年の2カ年にかけて策定していくとしている。方針の中では、災害時や老朽化、狭隘化、行政のデジタル化の進展などへの対応が課題として挙げられている。今まで議会においても建設候補地や庁舎の集中と分散、ユニバーサルデザインや環境配慮、ライフサイクルコスト等の観点で意見が出ているところである。本庁舎建替基本構想の策定期間は本所管事務調査の期間と同時期であり、市側の今後の進め方も審議会との協議・連携が予定されていることから、市の基本構想の策定動向をにらみながら意見交換し、より市民の意向が反映された基本構想となるよう本所管事務調査を進めてま





(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長

ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

それでは、本日のご意見を受けて今後も引き続き本所管事務調査に取り組んでいきたいと思う。また、本所管事務調査については閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長

ご異議なしと認める。閉会中の継続調査を申し出ることとする。

日程第6、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件については別紙のとおり申し出ることにはしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長

ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

以上で本日の日程はすべて終了した。

これをもって総務常任委員会を閉会する。

午前11時27分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

総務常任委員長            渡辺   しんじ